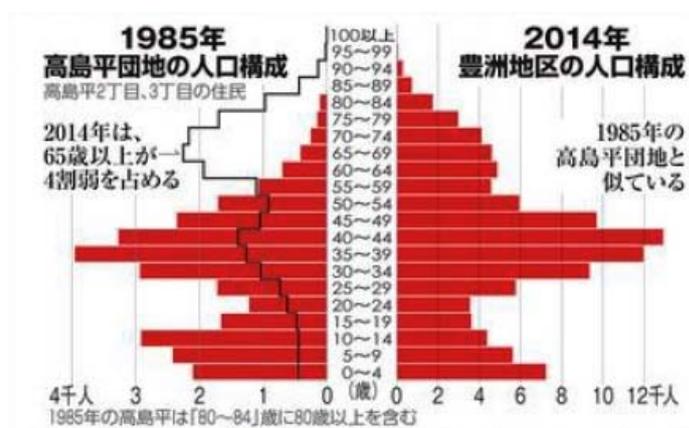


（仮）戦後日本資本主義の基盤，その生成と衰微
——都市と農村，二つの限界集落——

I. はじめ——「失われた20年」その原風景

中高層の集合住宅 64 棟が、ひしめくように立つ東京都板橋区の高島平団地。かつて子ども達の遊ぶ声が響いた校庭は、昼間でもがらんとしている。住民の陳情で建った高島第七小学校は 2007 年、開校 28 年で閉校になった。1970 年代、「東洋一の巨大団地」と呼ばれた高島平は、中流層が一気に流入し、満杯の小学校は校庭にプレハブ校舎を建ててしのいだ。幼稚園に入る抽選には長蛇の列ができた。だが、この 30 年で地域の人口は 3 分の 2 に減り、4 割弱が 65 歳以上だ。2014 年春、72 歳の男性が団地の自宅に亡くなっていた。「異臭がする」と近所の人気がづいたのがきっかけだった。孤独死は珍しくない、という。そこから南東へ約 20 キロ、タワーマンションが林立する東京・豊洲地域がある。高層住宅の建設ラッシュで、豊洲の人口は 10 万 7 千人と 10 年前の 1.8 倍に増えた。江東区立豊洲北小学校の児童数は 1168 人。都内一のマンモス公立小学校だという。運動会では校庭に入りきれない児童が、校舎の窓から声援を送ったそうだ。

第1図 二つの人口構成図



「朝日新聞」2014年8月8日朝刊，1頁。

高島平の憂鬱は、活気あふれる豊洲の街が差し引いてくれるような気がする。だが第1図は、その考えが楽すぎる、と言っている。現在の豊洲地区の人口構成は、約30年前の1985年の高島平団地の人口構成とそっくりではないか。2014年の高島平団地の風景は、30年後の豊洲のタワーマンション街の風景なのだ。¹ 都会の限界集落のありのままの姿である。

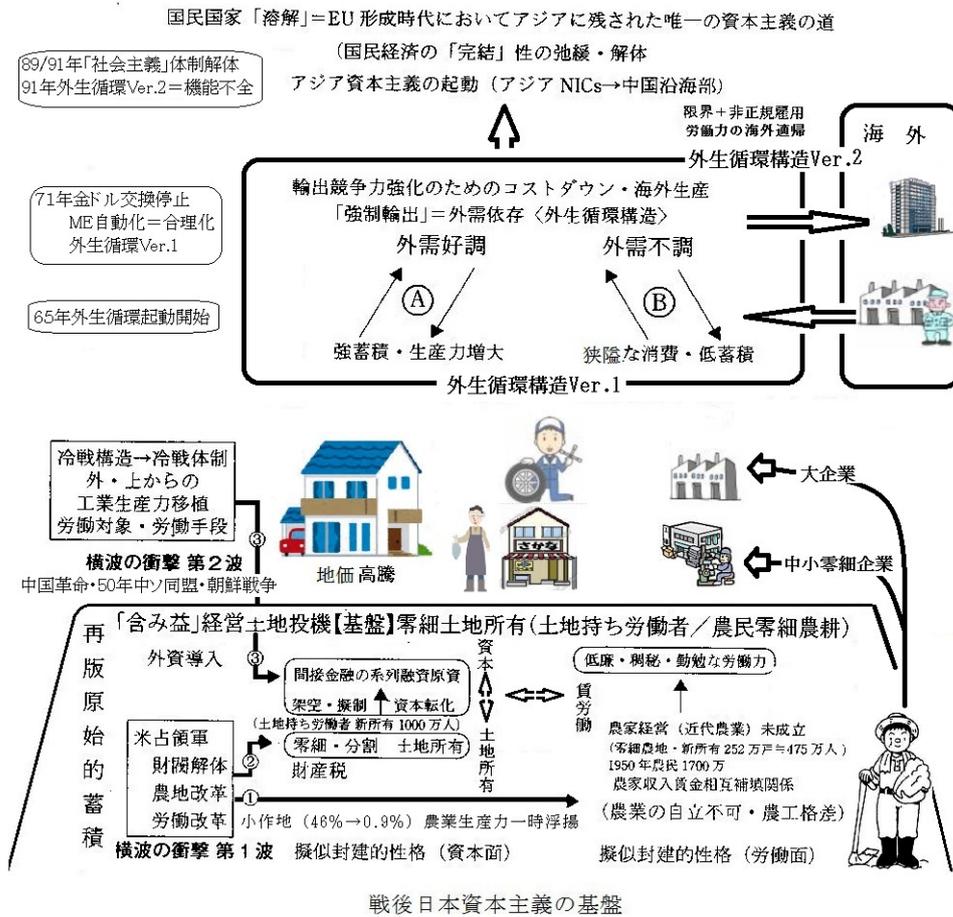
「少子高齢化社会」「特殊合計出生率 1.39」などという言葉は、行き着くところまで行き着いた「限界ニッポン」のキーワードになっている。再びの「高度成長」なぞ、夢のまた夢、戦後日本資本主義の「限界」が都会の限界集落のような形で露呈しているのではないか。これまで「地方」の問題としてしかみてこなかったものが、「都市」の問題として噴出し、誰の目にも見えるものになっている。

「衣・食・住」人間生活の根幹が崩れ、再生産できないでいる。経済理論は、人間の労働力こそが富の源泉（労働価値説）であり、それが歴史発展の原動力（歴史発展説）だと

¹叙述は、「朝日新聞」2014年8月8日朝刊，1頁を参照して記述した。

教える。だとすれば、都会の限界集落は戦後日本の経済成長を支え担ってきた労働者階級の再生産が限界に達したということの意味する。それは戦後日本資本主義の基盤の崩壊を暗示してはいないか。農村の限界集落＝農業の壊類は言うに及ばないが、戦後日本資本主義の戦後段階の総点検＝再審が求められている。

第2図 戦後日本資本主義の基本構造/構成 外からの資本主義発展の道



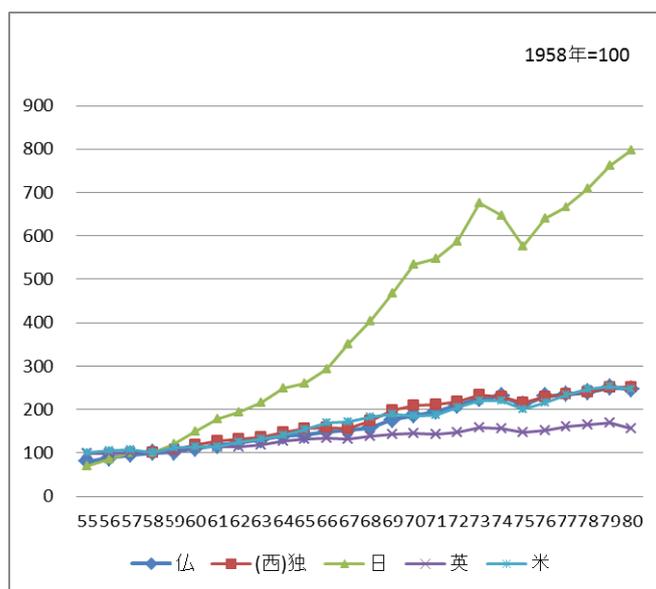
〔注記〕 諸資料から筆者作成

第2図は戦後日本資本主義の基本構成を1枚の図にしたものである。戦後日本資本主義の生い立ちを語れば、次のようなものであろう。占領当初の非軍事化政策が、1949年の中国革命の進展と朝鮮戦争によって「転換」されてゆく。日本を中・ソ「社会主義体制」にたいする「防壁」として位置づけ、育成するという方向が確定してゆく。その力こそが、新たな原子・電子・宇宙産業を基盤としたアメリカの「世界戦略」にみあった、高次の「新鋭」重化学工業を日本へ移植し、根づかせてゆくことになる。この過程は労働者と農民の同盟を基礎に、民衆が担う「下から」の民主的改革の制圧をつうじて推し進められていった。戦後日本の高成長＝強蓄積は、労働者が再生産されるような仕組みをつくらぬまま、農民を労働者として吸い尽くすだけ吸いつくした。この結末が都会と農村の限界集落なのである。

たしかに農地改革によって小作農は土地の利用/所有権を得た。しかし平均耕地面積

0.8 町歩の農業収入だけでは、とうてい生活を維持できず、兼業を余儀なくされた。農民が農業で食えない、生計を維持できない根本原因は、農地が零細だったからである。あるものは都会へ出て労働者になった。それからおよそ 40 年、そこに築いたマイホームは都会の「限界集落」となった。

第 3 図 戦後日本の高成長＝強蓄積



〔資料出所〕 OECD, Stat Extracts, Key Short-Term Economic Indicators : Industrial Production, http://www.oecd.org/document/56/0,3343,en_2649_34265_2073848_1_1_1_1,00.html (data extracted on 06 Apr 2010 05:28 UTC (GMT) from OECD. Stat ; April/6th /2010)
 〔注記〕 GDP ベースの第 2 次産業

筆者は、戦後日本資本主義を〔外生循環構造〕と規定し、戦前来の土地所有（関係）がこの基盤にあることは、すでに述べた²。それは上記の第 2 図でも示したが、それは三つのチャンネルを通して形成された。①戦時利得の吐きだし（財産税法：1946 年）によって生まれた都市の零細宅地所有、②農地改革によって生み出された農村の零細地片土地所有＝零細農耕、③投機・含み益を生み出した資本・企業の大土地所有、この三つの流れに分けることができよう。いずれにしても土地が、戦後日本の蓄積メカニズムにとって重要なファクターとなったのである。

小稿は、戦後日本資本主義の基盤の崩壊が都会と農村の限界集落であり、その根源にある土地所有の問題から戦後日本資本主義を逆照射し、「失われた 20 年」の意味を明らかにしようとするものである。

II. 戦前・戦後を貫く日本資本主義の「基底」・基盤としての「零細地片」宅地所有

1. 都市における零細地片土地（宅地）所有——「三層格差」の紐帯の形成（東京の場合）

² 筆者はこの問題を、拙著『ポスト冷戦世界の構造と動態』「第 8 章 V 戦後日本の『高度成長』の基盤としての土地所有 3 局面」（199-205 頁）で展開した。参照されたい。

マイホームは和製英語だが、マイホーム主義とは、私的小所有によって基礎づけられた生活意識をいう。マイホーム（住宅）・マイカー（自動車）・マイレジャー（余暇）など、それは、「私」と「公」の対立のなかで、「私」に軸足を置きつつ私的小所有によって支えられた「家庭」や「家族」に価値観を置く社会意識の現象形態にほかならない。とくに1960年代の「高度成長」期に社会意識の一つとして定着してきた。そうした生活意識を表現する筆頭にマイホームがあげられるほど、戦後の日本社会にとって「マイホーム＝土地付き戸建住宅」を持つことは大きな意味をもっていた。現在でもそうだろう。マイホーム主義は大正期の都市文化のうちにその萌芽があるようだが、その大正9（1934）年の東京の借家率は93%³ 差し引き持ち家率は7%だったというから、マイホームが現実のものとなるのは戦後のことなのだろう。確かに1995年の全国の持ち家率は約6割、首都圏の持ち家率も52%⁴ に達している。そのマイホーム、土地付き戸建て住宅の所有を巡って、悲喜こもごもの物語が新聞の投書欄にはあふれている。

「職場の同僚が里帰りするたびに、老父が『お前を50過ぎまで働かせて、家1軒建てられないとは、ふがいない亭主だ。男は家を持って一人前なのに、一生、アパート住まいで女房を工場勤めさせるとは哀れな話だ』と嘆くという。このため同僚の夫は妻の里には絶対、行かないそうだ。他のマイホームを建てた人も食べる物、着る物の出費にも神経をとがらせ、金銭をめぐる夫婦、親子げんかの毎日で『こんなことなら、無理せず、賃貸に住んでるんだっただ』のローン地獄の真ただ中という。知人の夫は借地だった土地を地主が売ってくれる幸運に飛びついて、鎌倉の一等地を退職金、全貯蓄をはたいて購入したが、定年の翌年、61歳で亡くなった。地主の座について、1年にもならないうちの急死だった」⁵。しかしこうした思いで手に入れたマイホームに住む次の世代はなく、地域は都会の限界集落となった。空き家数は全国で820万戸、空き家率は13.5%⁶ に達している。人間の再生産の場＝住＝家庭を維持・再生産できない。なぜだ。それが分かるためには、江戸時代にまで遡らなければならない。

江戸市域は、計画的に配置した町割り（近世的都市計画）によって造成された。江戸時代末期の江戸市域の地図を見ると、武家地2/3、寺社地1/6、町人地1/6⁷で、江戸市域の8割以上が武家地または寺社地であった。寺社地は今日でも私有になじまない土地だが、武家地も主君からの拝領したもの、いわば「預かりもの」で、主君に対する忠義と表裏の関係にあり、今日でいう借地という概念（借地権）にも当てはまらない「もの」であった。これに対して江戸市域の2割弱を占めていた「町人地」は、徳川幕府が武家の生活を維持

³加藤由利子「明治における宅地所有の状況と貸地貸家経営（その1）」（青山学院女子短期大学紀要39号、1986年11月10日、116頁）

⁴竹内一雅「首都圏における人口・世帯構造の変化と持家・民間賃貸住宅需要」（ニッセイ基礎研 所報 Vol.47, 43頁）<http://www.nli-research.co.jp/report/shoho/2007/vol47/syo0709c.pdf>（2015/02/04）

⁵「朝日新聞」1995年7月9日、朝刊5頁。

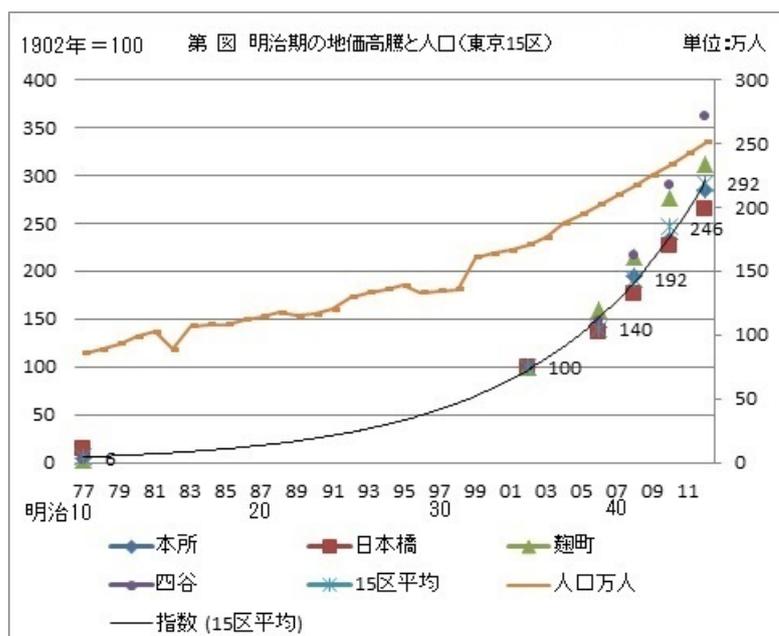
⁶総務省統計局ホーム・ページ「平成25年住宅・土地統計調査（速報集計）結果の要約」http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/10_1.htm（2015/02/05）

⁷瀬川信久『日本の借地』（有斐閣、1995年）75頁。

する日用品などの調達のために、同じく町割りによって配置され、商工業者たちが集められた。現在でも中央区日本橋大伝馬町や小伝馬町などの町名があるが、これらは道中伝馬役（幕府が課した交通・通信の労役負担）を務めたことから命名された。町内に三河木綿商人が多かったことから木綿問屋街としても発展し、現在でも近隣も含め繊維関連の問屋街を形成している。こうした町人地の売買は、農地の売買と比較すると寛容なものだった、という。「領主層も、田畑の永代売買を禁じてきたが、町屋敷（敷地）の売買については当初から容認していた。特定の土地持層が町屋敷を買い集めたとしても、彼らが役負担を適切に行いさえすれば、町奉行側から見れば誰でも構わ・・・なかった」⁸。

こうした経緯から寛永期には頻りに町屋敷が売買され、大規模な小売店舗である大店が町屋敷⁹を積極的に購入し、自家使用するとともに店舗として貸し付ける町屋敷（貸家）経営もおこなっていたという。と同時に、御家人など下級幕臣が組単位で一括して与えられた拝領地＝屋敷内に長屋を建て、町方の者を居住させ、賃貸料を取ることも認められてい

第4図 明治期の地価高騰と人口（東京15区）



〔資料出所〕

(1) 「報知新聞」1913（大正2）年1月27日、3頁。

(2) 東京都ホーム・ページ「参考表4 人口の推移（東京都、全国）明治5年～平成23年」

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/jugoki/2011/ju11qc0900.xls>（2015/02/15）

〔注記〕図中の15区平均の連続線は、近似曲線で、図中の各区は東から西へ、東京の東西を結ぶ線上にある。

⁸ 鷺崎俊太郎「日本土地市場史・不動産経営史研究の趨勢と課題」（『経済学研究（九州大学）』、第77巻第1号、2010年6月、126頁。

⁹ 家屋敷の敷地部分は、田畑と同じように高請（たかうけ）地とされ、年貢や高にもとづく諸役（高役：江戸時代、村単位で賦課された諸税や村入用費の各家への割りあて部分）が賦課される場合（在方に多い）と、高請地とされないか、または高請地となっても年貢や高役の両方が高役のみが免除される場合（町方に多い）とがある。後者のような家屋敷は、町屋敷ともよばれた。参照：平凡社『世界大百科事典』「高請地」の項。

た。こうした町家作が多くなったのは寛文から元禄(1661 - 1704 年)にかけての時期だった。下級幕臣は扶持米だけでは生活を維持できないために、幕府も拝領地の町屋敷化(貸家経営)を認めざるをえなかったのである。こうして町内では家屋敷を所持する「家持(いえもち)」, 家持の代理人である「家守(やもり)」, 土地のみを借用する「地借(じがり)」, さらにその下には家屋を借用して居住する借家人である「店借(たながり)/ 店子(たなこ)」がいた。この店借にも「表店借」と「裏店借」との2階層があり、表通りに面した店舗を借りるのが表店借, 裏通りの長屋に住むのが裏店借で、人口の圧倒的多数がここに暮らしていた。こうして「土地の商品化」は町人地と武家地の一部で展開していった。「土地を生業の場ではなく投資の対象とする土地観は、地主制が展開していく村よりも、大店の活動によって町の共同体的土地所有が減退し、『土地の商品化』が極度に進展した近世の巨大都市で早期に醸成されたものといえよう」¹⁰。

こうした賃貸借関係が一層展開するのに、一大転機が訪れた。それは1873(明治6)年の地租改正である。明治新政府は、土地保有に対し土地所有区画の決定と地価算定を行い、地券を発行してその私的所有権を認定した。地租改正の主目的は、租税収入を確保し新政府の財政基盤を確立するためのもので、主眼は農地にあったが、市域の土地に対しても、税収と公平性の確保の上から同様に実施された。大名や旧幕臣の拝領地は1か所のみ所有が認められ、それ以上は「上地(じょうち)」=無償没収されることになった。そのほかの武家地は、華族へ給賜されたり明治新政府の官吏に払い下げられたり、さらには商人たちによって落札されたりした。その払い下げ価格は、木挽町(現在の銀座)築地などの「上等」地でも1000坪25円だったという。2001年現在の価格¹¹に換算すると1000坪でおおよそ20万円、坪当たり200円ほどのただ同然の価格であった。無償没収された旧大名や幕臣たちの家屋敷は916万坪(≒3000ヘクタール)以上あり、江戸市域の54%に及んだ。ただ同然で手に入れた土地は、1877(明治10)年から1902(明治35)年の25年間で、年平均12%の値上がりを示した。さらに、それ以降の10年で「大都会における人口の激増と交通機関の発達によって」¹² 土地価格は2.45倍になった。これを反映し明治維新以降、4%から5%程度だった貸地経営の利回りは、1880(明治20)年代半ばごろから上昇し始め、1890(明治29)年ごろには10%から12%の利回りを上げるようになった。「この価格騰貴が所有者にとりていくばくかの利回りに当たれるやと云うに・・・常に1

¹⁰ 岩淵令治「(第3章)町人の土地所有」渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3, 土地所有史』山川出版社, 2002年) 352頁。

¹¹ 現在の価格への換算=8100倍は、以下の資料出所から算出した。

(1) 吉野俊彦『円の歴史』(至誠堂, 1955年) 275-280頁。

(2) 総務省統計局監修・日本統計協会編集『新版日本長期統計総覧 CD-ROM』(日本統計協会, 2007年)

(3) 政府統計窓口

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001033700&cycode=0> (2017/02/20)

これら(1)~(3)の資料を繋ぎ合わせると、1973年を1として2001年代消費者物価の平均は8023となる。

¹² 「報知新聞」1913(大正2)年1月27日, 3頁。旧漢字を新漢字に置き換えた以外は、原文のまま。以下この種の引用記事は同じ。

割1分ないし1割2分見当を徘徊せり」¹³と報知新聞は伝えている。「明治年間における投資対象は、主に公債であるとか鉄道・銀行の株券といった、・・・政府の保証のある確実な有価証券の他にはほとんどなかった」¹⁴から、土地は利回りの良い投資であったといえる。土地の取得・集積が進んだ。こうして東京の市街地の宅地所有権が1879（明治11）年頃に確定して以降、大正中ごろ（1918年）までのおよそ40年の間に地主の数は減少し続け、大地主への集中傾向が強まっていった。1912（明治45）年の東京市内（現在の山手線内と墨田区の南半分・江東区の西半分）の人口は250万人、地主数2万2000人、その地主の中の約2000人上位9%が、898万坪・69%の土地を所有していた。大地主への集中は1915（大正4年）頃

		土地所有者数	全世帯数	所有者割合
明治11	1878	19347	235943	8.2
明治21	1888	21691	287833	7.5
明治34	1901	21539	381336	5.6
明治44	1911	23166	488025	4.7
大正10	1921	23220	638465	3.6
昭和06	1931	29569	421620	7.0

〔資料出所〕
 (1) 野口孝一「明治初期東京の土地所有状況」（東京都立大学都市研究センター『総合都市研究』30号、1987年）128頁。
 (2) 加藤由利子「東京における貸地貸家経営に関する歴史的研究」（日本住宅総合センター『住宅・土地問題研究論文集、第13集』1988年9月）154-155頁。
 (3) 東京市役所編『第36回東京市統計年表、人口統計編、昭和13年』（東京市役所、1940年）2～3頁。

〔注 記〕土地所有者名については、資料（2）の表1-1の注を参照されたい

までつづいた。借地法・借家法が成立した大正10年（1921）頃から宅地所有者は増加傾向を示すようになるが、戦前の東京の市街地の宅地所有は大地主への集中・集約化の過程であり、大地主層と借家人層への二極化の方向を進んできたといえる。明治45年時点で5000坪以上を所有する大地主は「旧大名あるいは政府高級官僚を中心とした華族・寺院（132人）、・・・呉服商や酒商などの商人を中心とした地主（188人）」¹⁵で、東京市内の宅地の75%を所有していた。ここに土地の切り売り＝零細宅地の発生する余地はない。

同時に宅地所有の大地主への集中・集約化傾向は、購入する側からも必然的だった。宅地価格が高額で、今日の住宅ローンにあたる金融制度も未整備だったため、都市勤労者である「洋服細民」は住宅購入はおろか、高家賃に苦しめられるありさまだった。東京日日新聞は、「市営の住宅を建てよ、洋服細民を救うべく」との見出しを掲げ、次のように報道している。「都市協会幹事藤原俊雄氏は『都市の細民住宅』と題し『欧米諸国の生活程度は俸給の6分の2が食費、家賃と衣類と雑費と貯蓄が各6分の1宛の割合になっているが日本では家賃が5分の1乃至4分の1を占めているから貯蓄は愚か食費にさえ差支える始末である』」¹⁶と。

戦前では東京においては「総世帯数の93.6%（明治41年）、94.6%（昭和2年）は借地人・

¹³ 「報知新聞」1913（大正2）年1月27日、3頁。記事のもとデータは日本興業銀行。

¹⁴ 小林重敬「（第3章第2節）宅地形成と都市計画」（日笠端編『土地問題と都市計画』東大出版会、1981年、194頁）

¹⁵ 前掲著、192頁。（ ）内は涌井が、前掲著191頁の表1、2の数値を挿入した。

¹⁶ 「東京日日新聞」1919（大正8）年4月7日。

借家人」¹⁷で、東京市 15 区の宅地は「全面積の 1/4 は、1 万坪以上の大土地所有者 108 人によって所有されて」いた。「之（土地）を有すること久しければ久しき程利益あるもの」¹⁸だった。彼らは貸地貸家経営を目途とした大土地所有者で、戦後のような投機や「含み益」を目的とした土地所有者ではなかった。しかし戦後は土地所有者の横暴は、「地上げ屋」の跳梁跋扈が表すとおりである。封建領主顔負けの「地主地位の圧倒的優位」は、戦後姿を変えて圧倒的に強化されたといえよう。

2. 戦後の土地商品化＝零細宅地所有

こうした戦前の借地・借家の様子が一変する。1945 年 8 月 15 日の日本敗戦と同時に、アメリカ占領軍は軍国主義を払拭するための占領政策を矢継ぎ早に実施した。財閥解体・農地改革・労働改革のいわゆる戦後の三大改革であるが、その財閥解体の一環として実施された改革が、戦前来の借地・借家の様子を一変させたのである。1945 年 11 月 24 日 GHQ は「戦時利得の除去及び国家財政の再編成に関する指令」を発した。特に「戦時利得」は戦時中の儲けと華族等の財産を吐き出させるものであって、1946（昭和 21）年 3 月 3 日に「財産税法」として施行された。10 万円以上の時価をもつと目された株・債権・土地は言うに及ばず、骨董品も課税対象となった。免税額は 10 万円、税率は累進性で最高税率 90%（申告額が 1500 万円以上の場合）の、1 度限りの徴税による財産没収で、徴税は 1946 年度からおおむね 5 年間にわたった。これによって、「明治以来、大土地所有に集中してきた都市の土地が一挙に多人数小面積所有に変貌した」¹⁹。地主たちは「どうせ没収されるなら、ただ同然でも」とばかり売り払った。これに関する資料は極めて限られているが、土地所有者数を示す固定資産税の納税者数を見ると、およそ次のことが判明する。納税者数は、敗戦直前 1943 年の 813 万人²⁰ から 1957 年の 1804 万人²¹ へと、約 1000 万人も増加した。ここに戦前の大土地所有構造は解体したのである。こうして戦後の都市での零

¹⁷ 瀬川信久「札幌の借地（1）―借地法改正論議の基礎的視座を求めて―」『北大法学論集』39 巻 5・6 合併号上、1989 年 8 月）331 頁。

<http://hdl.handle.net/2115/16656> (2014/08/22)

¹⁸ 竹内余所次郎「平民新聞」の記事、加藤由利子「明治における宅地所有の状況と貸地貸家経営（その 1）」『青山学院女子短期大学紀要』1985 年 11 月、182 頁）より再引用。

http://www.agulin.aoyama.ac.jp/mmd/library01/BD90020630/Body/y39u0173_194.html

(2014/08/22)

¹⁹ 日本の土地百年研究会『日本の土地百年』（大成出版社、2003 年）120 頁。

²⁰ 1943 年の納税者数は後の「固定資産税」にあたる「地租」の納税者数。国税庁『国税庁統計年報書、第 100 号記念号』（国税庁、1976 年、）89 頁。なお「地租課税状況」の表において、地租の納税者数は 1937（昭和 12）年から 1948（昭和 23）年までの間は、唯一 1943 年の記録があるのみで他の年度は空白である。「終戦直後の混乱期である昭和 20 年（1945）、21 年（1946）及び地租が国税から地方税に移され、その所管が大蔵省から自治省に移管される過渡期の 26 年（1951）の数値は欠となっている。」統計局ホーム・ページ

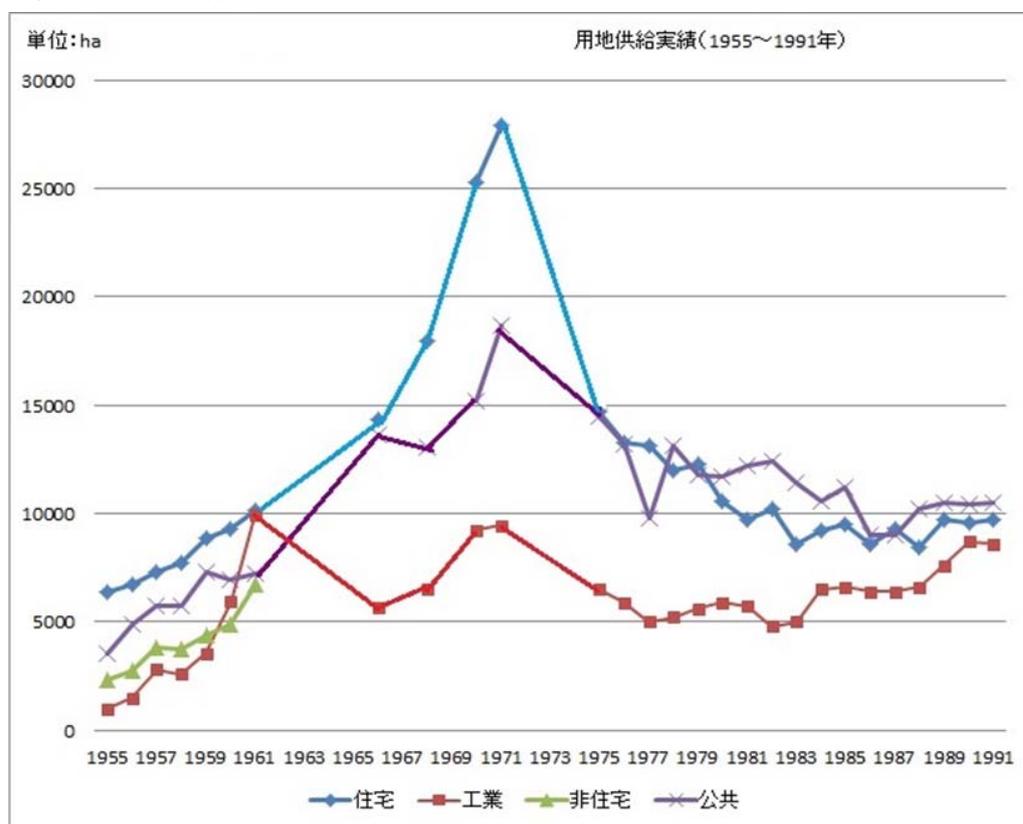
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/01exp.htm> (2015/02/20)

²¹ 総務省自治税務局『地方税に関する参考係数資料、昭和 42 年度』（同局、1967 年 2 月）18 頁、同平成 19 年度、36-37 頁。<http://soumu.go.jp/czais.html> (2007/07/18)。また別な資料として、自治省税務局固定資産税課『固定資産の価格等の概要調査、昭和 49 年度』（同課、謄写版、1975 年）（国会図書館 DG252-14）。

細宅地所有と土地高騰の種がまかれ、土地の商品化・流動性が生み出された。

第5の図に示されるように宅地の取得・需要とその後の工業用地の取得・需要が相互に影響しあいながら、1991年のバブル崩壊まで土地価格は上昇の一途をたどった。「土地神話」が語られ、それは現実となったのである。その理由を述べれば、まず第1に、敗戦後戦争被害による住宅難が解消しないまま、人口の都市集中が急激に進んだことがあげられる。「総人口増加のうちで7大都市圏への配分割合を見ると大正9(1918)年～昭和25(1950)年は33%、昭和25年～30(1955)年が67%、30～35(1960)年が96%(と都市集中が強まり)しかも、これ等の都市集中人口の大部分は出生による自然増ではなく、就職、就学等の社会的増加であり、その多くは30歳未満の未婚者である。」²²

第5図用地供給実績(1955～1991年)



[資料出所]

(1) 経済企画庁『昭和38年年次経済報告, 先進国への道(経済白書)』16頁; 全国用地供給実績。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/>

(2) 国土庁『国土統計要覧』(大成出版社)各年版。

[注記]

(1) 1955年から1961年の数値は資料出所(1)それ以降は資料出所(2)による。

(2) データの欠落部分をグラフ化するにあたって、補助線を引いて視覚化した。

朝鮮戦争特需を跳躍台に神武景気(1954年11月～57年6月)からなべ底景気を挟んだ岩戸景気(1958年6月～1961年12月)までのわずか10数年で、1945(昭和20)年349万人にまで減った東京・「焼け野原」の人口は、1957(昭和32)年には868万人に

²² 経済企画庁『昭和38年版経済白書』(大蔵省印刷局, 1963年)414-415頁。

なった。この年、東京はロンドンを抜いて、世界一の大都市になったのである。ロンドンが100年かかった人口増加を、東京はわずか10数年で達成したわけである。この「都市爆発」は、京浜工業地帯に集積した工場等が必要とした労働者群であった。京浜工業地帯は、「新鋭」重化学工業コンビナート（大企業）が必要とした労働者、それに連なる下請け工場労働者、あるいは商店・町工場などの零細企業労働者群によって構成されていた。こうした事態は全国の工業地帯の有様だった。そしてその基底には、彼らを輩出する農村があった。この労働力編成は、とりもなおさず戦後日本資本主義の構成でもあった。この労働力編成は大独占企業——中小零細企業——農業という「三層格差＝系列編成」支配＝依存関係であり、金ぴかの新鋭重化学工業の労働力編成である。このカテゴリーの異なった三者を結びつけた強い絆が日米安保体制であり、アメリカの世界支配統合システムである冷戦体制である。これが戦後日本の経済成長＝強蓄積を実現させたのである。

「男にとってはいわば『一億総サラリーマン化』が完成し、女にとっては『サラリーマンの妻』＝『奥さん』に成り上がる夢」²³が1960年代初頭に出来あがった。彼らはその後結婚し家庭を築いてゆくが、1970年代初頭には、マイホームは見る夢からつかみ得る現実となった。旧総理府の「社会意識調査」²⁴は、こう述べている。マイホーム主義はすっかり定着し、「生きがいは『団らん』」が4割をこすようになる。この生活スタイルは夫婦とその未婚の子どもで構成される家族で、狭義の意味での核家族化である。こうした暮らし方は、今のべたように高度成長に伴う都市化とともに拡大していった。3世代同居などの大家族世帯が減少し、核家族化は進行した。国勢調査によれば1950（昭和35）年代半ばごろから、核家族（夫婦と子供世帯）は増加し、1985（昭和60）年ピークに達した。だがこれ以降、夫婦と子供のみ世帯は減少し、夫婦のみ、さらに単独世帯が増加してきている。たしかに「一億総中流」は揺るがぬ現実となり、格差は成長＝量的拡大の陰にかくされていた。だがバブル崩壊とともに、「失われた20年」の中で「格差」として露呈し、都会の「限界集落」となって現れた。

Ⅲ. 戦前・戦後を貫く日本資本主義のもう一つの「基柢」・基盤——「零細地片」農地所有

1. 戦前の高率小作料と戦後の高農地価・賃借（小作）料

ここでは土地所有（関係）のもう一つの「基柢」・基盤としての「零細地片」農地所有について述べよう。ここでもやはり戦前まで立ち返らなければならない。そこで戦前の資本主義論争の争点となった高率小作料の問題を取り上げる。なぜなら戦前の高率小作料は、農地の高地価問題に姿を変えて、今日に至るまで残存しているからである。それは未完のままに終わった「農地改革」の課題として、産業として成り立ちうる農業への道をはばむ高い障壁となっている。周知のとおり「高率小作料」の問題は、封建遺制・経済外的強制、戦後の農地改革の評価を巡って、戦前・戦後の日本資本主義論争の一大争点にもなってい

²³上野千鶴子『家父長制と資本制』（岩波書店、1990年）194頁。

²⁴「朝日新聞」1972年11月4日朝刊、2頁。

た。戦前の論争に深く立ち入る余裕はない。だが、行論の関係上高率小作料が生まれるいきさつ、地租改正については簡単にでも触れておかねばならないだろう。

明治政府は、幕藩領等を強制的に官（国）有地にしたうえで、当時の唯一の財源である地租を江戸時代より減ずることなく徴収することを図った。反当り総収量 1 石 6 斗（4.8 円＝4 円 80 銭を以下 4.8 円のように表記）の収穫のうち、地主は小作料として現物＝米 1.088 石（68%，3.264 円）²⁵ を小作人から取り上げ取得する。地主はそこから地租と村入費 0.544 石（1.632 円）を取得米の売却代金で金納する。残りの 0.544 石（34%，1.632 円）が地主のもの（取米）となる。これに対し小作人の分は 0.512 石（32%，1.536 円）で、その中から種籾・肥料の 0.24 石（15%，0.72 円）分を差し引くと、小作人の取米は結局 0.272 石（17%，0.861 円）となる。地主取米と小作取米を比較すると 2 対 1、地主の粗収益率は 34% になる。これは検査例第 2 則（小作農の場合）の算出例であるが、これを一次方程式で表せば以下のとおりである。参考のために第 1 則も掲げる。

〔第 1 則〕 自作農の場合 前提条件：収穫量 1.6 石，1 石 3 円 $x = 4.8$ 円

$$\text{地価} = [\text{収穫量/高} - \text{種肥料} - (\text{地租} + \text{村入費})] \div (\text{利子率})$$

$$y = [x - 0.15x - (0.03y + 0.01y)] \div 0.06$$

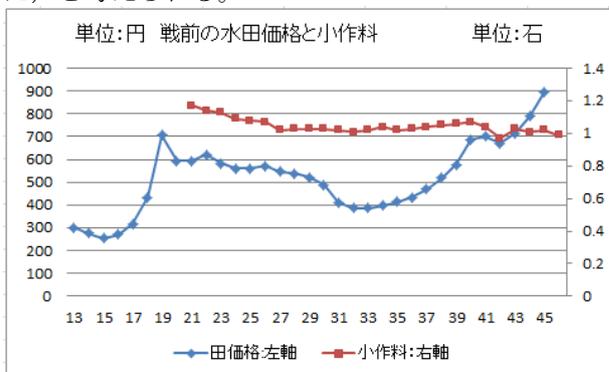
〔第 2 則〕 小作農の場合 前提条件：収穫量 1.6 石，1 石 3 円 $x = 4.8$ 円
小作米/料＝収穫米 68%

$$\text{地価} = [\text{小作米/料} - (\text{地租} + \text{村入費})] \div \text{利子率}$$

$$y = [0.68x - (0.03y + 0.01y)] \div 0.04$$

両則いずれも、一次方程式に二つの未知数、 x と y がある。地租の基準となる地価 y が決まるには、収穫量/高 x が決まらなければならず、地価の 100 分の 3 と定められた地租 y も決まらない。明治政府は、地価確定に地元の村役人層、土地持ち・地主層の協力を得てその作業に着手した。ところが彼らは地租額を低くするために収穫量を低く見積もったために、当初の地租は旧貢租水準すなわち江戸時代の年貢収入を大きく下回るも

²⁵ 小作料について高すぎるなどの説があるが、現物としての小作料＝小作米 1 石は変わらなかった、と考えられる。



〔資料出所〕 日本不動産研究所『田畑価格及び賃借料調』（日本不動産研究所，2013 年）12 と 32 頁より作成。

のであった。曰く「人民開申の収穫地価が過小」になり、「ほとんど全県に亘って中央政府による上からの『再三説諭』と収穫量の押しつけがおこなわれ、それによって中央政府は二大目標を達成しようとした。そのもとで、1876, 77 (明治 9, 10) 年には、伊勢から始まった暴動が三重、愛知、岐阜に波及するなど、地租改正でかえって重租になった地域を中心に、村役人層と結びつきの強い土地持ち・地主層の主導のもとで各地で激しい暴動が展開された。」²⁶ 明治政府はそれを力で鎮圧し、暴力で地価を上げたがって地租を農民に押し付けたのである。「経済的強制」以外の何物でもないが、ここに近代的土地所有の衣をまとった寄生地主制＝高率小作料が生まれたのである。

この関係の下では、①地主は農場経営などで利潤を目指すより、小作農に寄生するほうがはるかに有利となる（地主的地位の圧倒的優位）。②小作人は高率小作料のために農業では生活を維持できない（全余剰労働を吸収する地代）²⁷。では具体事例で①の問題、なぜ寄生地主化²⁸ するのかを地主サイドの損得勘定で見てみよう。

三菱は 1894 (明治 27) 年から 1907 (明治 40) 年にかけて新潟県で土地を買占め、寄生地主²⁹ となっている。「前期的資本の色彩を濃厚にもつ三菱の性格を反映して、前期的資本の利廻りが基準になっていると推定されるのであるが、・・・(寄生地主としての) 収益計算にもとづいて土地購入を行なったのである。」³⁰ この収益計算とは 1 反歩を所有すると 1.088 石の小作米（現物納）を得ることができ、地租・村入費支払後の地主取米

²⁶ 暉峻衆三『わが農業問題研究の軌跡』（御茶ノ水書房、2013 年）209 頁。

²⁷ これと同時に③水稲耕作が単婚家族による手作業による場合（手耨こう耕体系）では、耕作限界面積がほぼ 1 町歩となる。農法上、資本主義的大規模経営は困難である。これに関しては拙著『ポスト冷戦世界の構造と動態』（第 8 章）「ポスト冷戦と」という問題もあるが、それはここでは置く。

²⁸ 山田盛太郎は地主が寄生地主化する必然を次のように述べている。「1 町歩（日本内地の農家 1 戸当り平均耕作面積）耕作の小作者 10 人分の取前合計は、ただ 5 町歩の土地所有に依食する地主 1 人分の取前に等しい。かくの如き 5 町歩の土地所有。それは、国際的規模においては、自耕して『小農』範疇を実現するに足りるほどに過ぎないにかかわらず、日本においては、右の小作者 10 人分のに等しい取前を確保する所の、磐石の重さの依存の地主範疇を実現するに足るほどの関係にある点に止目すべきである。ここに、土地所有の寄生化傾向と、自耕に対する障碍、自耕より依食化への普遍的傾向とを看取せよ。この点はまた、日本の自作農をして『独立自由な自営農民』または『小農』の範疇たらしめざる根拠を明示する」山田盛太郎『日本資本主義分析』（岩波書店、岩波文庫、1977 年）234 頁。さらに続けて山田は「フランスが 4.2 町歩・・・ドイツが 5.5 町歩」（前掲著、245 頁）など外国における所有面積を例示している。以上は、西欧ではようやく家族労働と役畜で一人前の生活ができる 5 ヘクタール（≒5 町歩）の土地所有が、日本では「盤石の重み」をもつ地主「様」の地位を得ることができ土地所有になる、という意味である。この箇所は、西欧の小農（独立自営農民）との範疇的差異をはっきりさせることが主眼である。本稿は、これを前提にしたうえで、日本では地主が「寄生しよう」という「地主化の理屈」、いわば地主サイドの動機を明らかにしよう、とするものである。

寄生地主化の必然性を農法上から論じた筆者の論文は以下を参照されたい。『ポスト冷戦世界の構造と動態』（八朔社、2010 年）188—192 頁。

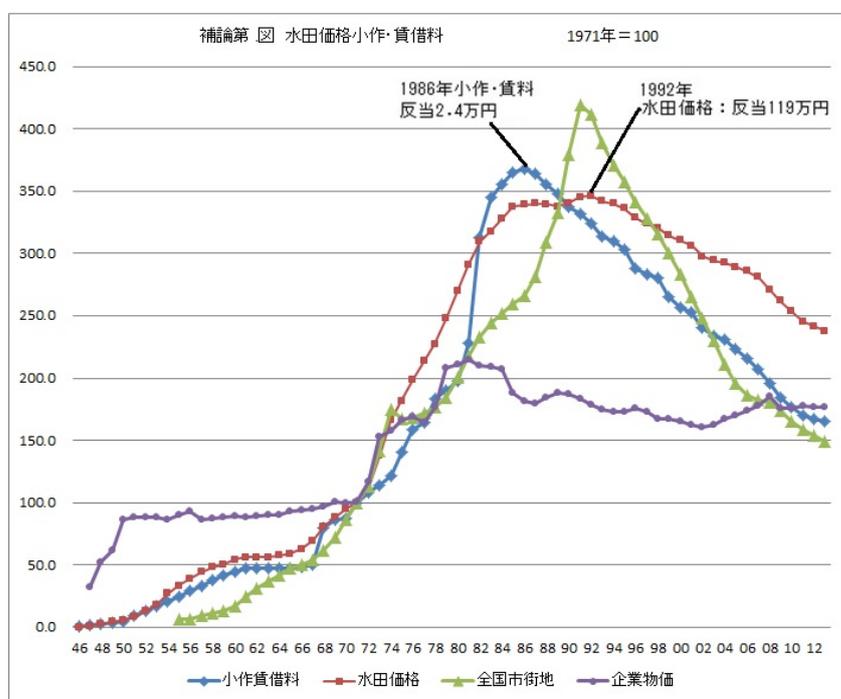
²⁹ 三菱・岩崎家は 1906 (明治 39) 年のデータによれば、東京市内に 23 万坪（≒26 町歩）を持つ東京一の大地主でもあった。ちなみに第 2 位は三井銀行・三井家で 17 万坪（≒57 町歩）。出所は加藤由利子「明治における宅地所有の状況と貸地貸家経営(その 2)」(『青山学院女子短期大學紀要』40 号(1986/11/10), 表 2 による。

³⁰ 牛山敬二「明治・大正期における三菱の土地投資」(『農業総合研究』20 巻 2 号, 1966 年 4 月) 24 頁。

が 0.544 石、収益率が 34%になるという計算である。事実この期間、豊凶による米相場の変動によって「純益率」は変動するが、「純益率」は 3 から 4%の時期が 3 年間はあるものも、14 年間の単純平均で 13%程度³¹ に達している。しかも三菱が現物納の米で投機的利益も得ていた。三菱は「純益率で 6%の線を下るころにはびたりと土地購入を停止してしまう」³²。三菱は「明治 40 年以降朝鮮に進出し、安い水田を買い漁った。植民地の小作地経営のばあいには・・・水田の利廻りが 35.3%」³³ に達したという。いずれにしても反当り収益率 13%は、寄生地主化への強い動機となったと言える。こうした地代の関係は 1935（昭和 10）年頃までにはほぼ固定化した関係となり、敗戦・農地改革まで続いたのである。

この関係の打破が、戦後の「農地改革」だったが、封建領主顔負けの「地主地位の圧倒的優位」は戦後どのように変わったのであろうか。

第 6 図 水田価格と賃貸（小作）料



³¹ 牛山敬二「明治・大正期における三菱の土地投資」（『農業総合研究』20 巻 2 号，1966 年 4 月）28 頁の「第 7 表」から算出。日本勧業銀行の調査によれば、1936 年の全国平均反当実納小作料（水田）は 1.3 石で、41 年には 1.6 石と、わずかに増加したにすぎない。しかしこれを米価に換算して示すと、36 年の 29 円 12 銭に対し、41 年には 47 円 6 銭となり、じつに 61%の騰貴となっている。同じように普通畑小作料も 54%の騰貴となっている。食糧事情の逼迫ともなう農産物価格の値上がりがかつて小作人の取り分にくらべ、地主の取り分を大はばに増加させたわけである。農林大臣官房総務課編『農林行政史，第一巻』（同課，1957 年）570-571 頁。

³² 牛山敬二「明治・大正期における三菱の土地投資」（『農業総合研究』20 巻 2 号，1966 年 4 月）24 頁。前掲著 33 頁。ちなみに 1907 年の定期預金の利回り 5.0%・郵便貯金 5.04%・商業手形割引 7.3%であった。日本統計協会編。『日本長期統計総覧，CD-ROM 版』（日本統計協会，2006 年）。

³³ 牛山敬二「明治・大正期における三菱の土地投資」（『農業総合研究』20 巻 2 号，1966 年

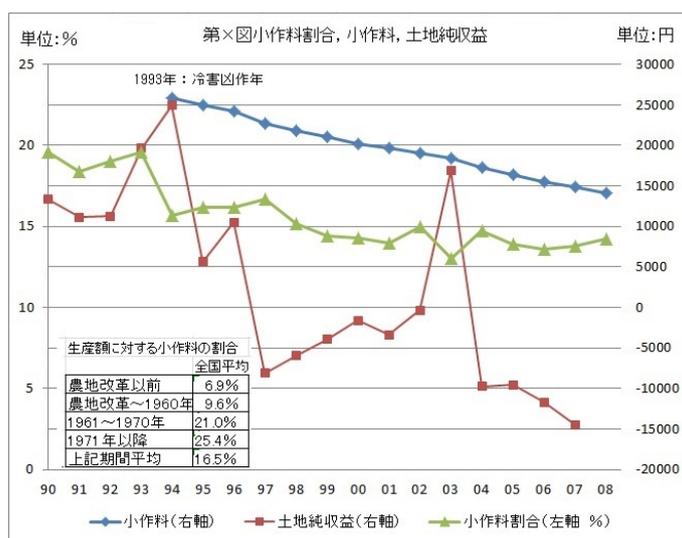
[資料出所]

- (1) 日本統計協会編『日本長期統計総覧接続統計表, CD-ROM 版』日本統計協会
 - (2) (財)日本不動産研究所「市街地価格指数」
<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/zuhyou/y1712000.xls> (2014/08/18)
 - (3) 日本銀行ホーム・ページ, 時系列統計データ検索サイト
<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html#>
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/zuhyou/22-09.xls> (2014/08/18)
 - (4) 日本不動産研究所『田畑価格及び賃借料調』(日本不動産研究所, 2013年) 12-20, 32-40頁。
- [注記]
- (1) 市街地価格指数は, 資料出所(1)に(2)を接続した。
 - (2) 企業物価指数は, 資料出所(3)による。
 - (3) 水田価格と水田小作賃借料は, 資料出所(4)による。水田価格と水田小作賃借料は普通田10a(1反)の価格。

第6図は戦後の水田価格と賃借(小作)料, 全国市街地価格と企業物価を, 1971年を100として指数化したものである。土地神話が語られ, 前述のように市街地価格は騰貴していったが, これに引きずられて農地, 水田価格も急騰した。水田の賃借・小作料も高騰した。第7図中の表にみられるとおり, 生産額に対する小作料は, 農地改革直後は10%未満と低かったものの, 1960年代以降は20%を超え, 1971年以降は25.4%に達している。1990年代以降は米価の低迷もあって, 賃借・小作農地の土地純収益はマイナスを記録する状況となっている。この賃借・小作料は戦前の地主取米34%には及ばないものの, かなりの高率であり, 三菱の小作地の実質収益率13%を大きく超えている。

こうした現状(水田の高率賃貸・小作料)を農水省は次のように述べている。経営耕地に占める借入地の割合は全国で20.8%(2005年516万ヘクタール)だが, 「平成18(2006)年の農地価格と実納小作料(いずれも都府県・水田)を比較すると, 農地価格は実納小作料の約100倍の水準となっている。また, 農地を購入した場合の毎年の支払額を試算すると約6万円となり, 通常の農業経営では成り立たない水準となっている」³⁴。農業の産業と

第7図 戦後賃借・小作料(割合)と土地収益 1反歩; 10aあたり



[資料出所]

4月) 33頁。

³⁴ 農林水産省経営局構造改善課『小作料(賃借料について)』(農林水産省, 2008年) 2頁。
www.maff.go.jp/j/study/kome_sys/11/pdf/datal.pdf (2014/08/22)

- (1) 全国農業会議所『水田小作料の実態に関する調査結果，昭和 50 年調査研究資料 128 号』（全国農業会議所，1976 年）13 頁。
 (2) 全国農業会議所『水田小作料の実態に関する調査結果，平成 19 年概要』（全国農業会議所，2009 年）5 頁。
 (3) 全国農業会議所『水田小作料の実態に関する調査結果，平成 20 年概要』（全国農業会議所，2009 年）3 頁。
 [注記] 図中の表は資料出所（1）から作成し，図は資料出所（2）と（3）を合成・作成した。

しての自立は，この高地価から生まれる絶対地代＝賃借・小作料のもとでは不可能だろう。それは第 7 図の土地純収益のグラフ線を見れば，一目瞭然だろう。1997 年以降マイナスを記録している。そもそも 2006（平成 18）年の米作農家の経営は，さきほどの農水省のデータでも，1 反当り「粗収益 111,754 円－生産費 85,189 円＝収益 26,565 円」で，仮に 3 町歩の水田を所有していたとしても，収益は年額 796,950 円である。これは大都市の単身者の生活保護費の 3 分の 1 以下にしかすぎず，とうてい営農による生活維持は困難である。

戦前，寄生地主制のもとで高率小作料に小作人は苦しめられ，己の家族の再生産もままならぬ有様であった。戦前の高率小作料は，戦後も高賃借・小作料に姿を変えて，戦後に受け継がれていたのである。だがこれはうわべの姿にしか過ぎない。

その姿の中身・農地価格の本当のところを見てみよう。第 6 図の水田価格と賃借・小作料は，実は農業的利用（自作地として耕作する場合）のそれであって，住宅等への転用価格を考慮に入れた農地価格（以下転用農地価格）賃借・小作料ではない。両者の価格は大きく異なっている。例えばピークを下りかけた 2000 年時点で自作農地の場合は 10 a 当り 107 万円だが，住宅等への転用農地価格は 941 万円と 10 倍以上の開きがある。農地価格の下落している直近の 2013 年でも，自作農地の場合は 10 a 当り 82 万円だが，住宅等への転用農地価格は 450 万円と 5.5 倍の開きがある。以上の転用農地価格は東京・神奈川・大阪を除外したものであるから，この地域を含めればその開きはもっと大きくなるはずである。ちなみにその東京・神奈川 2 都県を除外した関東の住宅等への転用農地価格は，10a あたり 793 万円³⁵ で，現在（2013 年）でもおよそ 10 倍の開きがある。

この工場用地や宅地などの価格に引きずられた農地価格の高騰は，農民の土地規範に大きな影響を及ぼした。特に転用需要が見込まれた都市近郊や臨海部工業地帯，あるいはリゾート用地周辺では，資産的土地所有意識が形成されたとしても何の不思議もない。この意識は土地を利用・使用し農業で生きようとする営農意識よりも，土地所有それ自体が富（金）の蓄積の最も簡便で確実な方法とみなす観念を生み出した。土地の利用権，すなわち農地としていかに有効に利用するか，という土地の使用価値の等閑視を生み出し，土地の所有権・「商品としての交換価値」を重視するという「土地所有権中心主義」が生まれ支配的となっていったのである。

近代資本制社会の誕生は，土地の所有権から使用権への転換でもあるが，戦後日本では所有への回帰，しかも土地の商品化という事態が生み出されたのである。この土地観の端的な事例の一つ上げておこう。土地区画整理で見られる土地面積の減少＝「減歩」を考えてみると，「地積は 100 坪から 50 坪に減った場合でも，地価が 2 倍になるから商品としての価値は同じである。したがって減歩は財産権の損失は生じないから憲法違反ではなく，補償の必要はない，という論理が出てくる」³⁶。ここから農業を営み生活を支える基盤と

³⁵このパラグラフのデータは，日本不動産研究所『田畑価格及び賃借料調，平成 25 年 3 月末現在』（日本不動産研究所）2013 年）5-7 頁。

³⁶渡辺洋三「（第 1 章第 1 節）法制度から見た土地問題と都市計画」（日笠端編『土地問題

しての土地という考え方、生存権の基盤としての土地という考え方は、生まれ得ない。

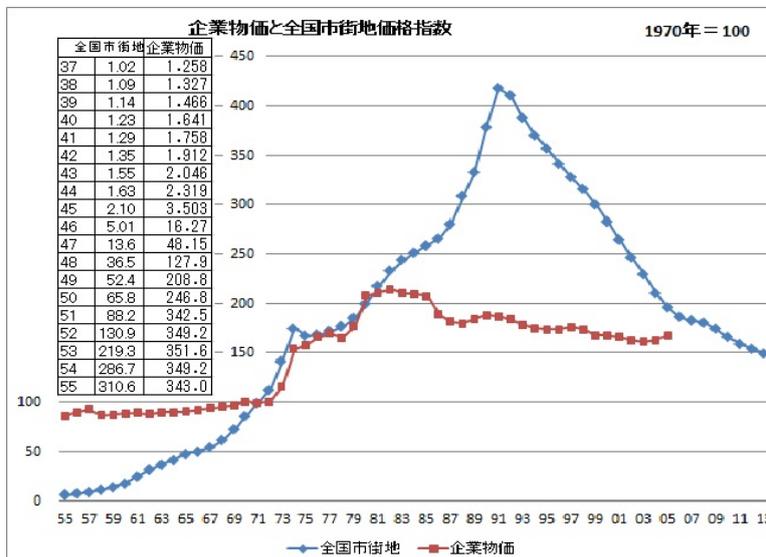
2. 農地改革の法理と「土地国権論」

戦後の三大改革は、下からの改革を外・上からの改革が押しつぶす格好で推し進められた。そうした中でも零細農耕・零細地片所有を克服して農業生産力を増強し、農業を産業として成り立たせようという、動きがなかったわけではない。

農民側からの、いわば下からの改革では、地主側の土地取り上げに抵抗する村民大会を基礎に、自作地を含めた土地管理組合を結成し、共同管理へと向かった長野県塩尻村の土地改革の事例がある。これは、農地改革期の上・地主側と下・農民側の拮抗した時期に生まれた数少ない例だが、「不滅の金字塔」³⁷であろう。

これに対して上・政府の側からも農地の国家管理が構想されていた。農地改革の実施が山場を越えた1948年半ば、農林省内部では改革後の農地政策に関する検討作業が開始され、ある私案が提出されていたという。その私案の骨子は農地改革後の課題を「農地改革の成果の上にとって農業経営を確立すること」とし、その第1の方策を「零細経営の克服による生産力の増強」に求め、「農地の効率的利用をはかるために、農地の国家的管理（ただし管理の主体は市町村農地委員会）を提起」していたという。こうした農地を公的管理し零細農耕を克服しようという考えは「その後も折を見て復活し」、1959年には農地の国と村落民の共同管理、つまり「農地の公的管理」³⁸という考え方として定着した、という。

第8図 企業物価と全国市街地価格



〔資料出所〕(財)日本不動産研究所『市街地価格指数』（同研究所、2014年）20-21、48頁。

と都市計画』東大出版会、1981年、33頁）。

³⁷ 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」1948年（『山田盛太郎著作集、第4巻』48頁、岩波書店、1984年）

³⁸ このパラグラフは以下の書物による。岩本純明「(第3章)戦後の土地所有と土地規範」（渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3、土地所有史』山川出版社、2002年）504-505頁。

しかし、1950年代半ば頃に企業物価と肩を並べた地価は、企業物価が落ち着きを示すのに対して上昇を続けた。こうした地価高騰が、農地の資産的所有意識を強めていったことはすでに述べたが、「農家経済、とりわけその資金循環構造は、地価高騰の影響を直接受けることとなった。『農家の社会勘定』で把握された土地（転用）売却代金は1960（昭和35）年から傾向的に増加し、70年代初頭の狂乱物価期には3兆円を突破した（農業総生産額の80%強）³⁹。農業が産業として成り立つための零細農耕の克服、そのための農地の国家・農民・村民管理という考え方は、地価高騰によって払いのけられてしまった。折しもこの時期1965年から始まった第2次高度成長（いざなぎ景気）は、農民の土地観＝商品としての交換価値＝土地神話を確定的なものとした。日本経済が高度成長の道をひた走り、海外に向かって拡散する1967年、山田盛太郎が提起した「土地国有論」は、零細土地・零細農耕克服の最後の叫び声であった。しかしその声は世間にはとうてい届かず、今では限界集落・農村の壊滅の中に埋もれたままである。実際、転用農地価格は「1980年代後半から90年代初頭の『バブル経済』期に再度急増し、近年（2000年頃）では農業総生産額の80%弱の水準に張り付いている」⁴⁰ 状況である。土地価格高騰は戦後日本資本主義の元であるとともに触媒となり、未曾有の成長・強蓄積を実現した。だが、生活基盤としての農村は生まれず、農民は自身の再生産もままならなくなった。そして資本は農民を吸い尽くすだけ吸いつくした。その帰結が、今日の農村の限界集落なのである。

3. 資本・企業による強蓄積・成長基盤としての土地所有

1950年代末から60年代初頭の時期は第1次高度成長期にあたるが、太平洋ベルト地帯に臨海製鉄所・石油コンビナート・乗用車専用工場などが建設され、設備投資が急伸し工場用地の取得が急増した時期である。大独占・企業は工場用地取得に際して大規模用地を優先的に取得し、社会的インフラストラクチャーも独占的に利用した。「日本列島改造」はその典型である。土地価格の上昇は一方で企業のコスト増大をもたらすが、他方で地価上昇によって土地の簿価（取得時価格）と時価評価の差額＝「含み益」も生み出す。これは未実現のキャピタル・ゲインであるが、この「含み益」は地価上昇にともない膨張し続ける。「富士製鉄の1965年3月期決算で所有地は570万坪で坪当たり単価567円、貸借対照表上の簿価は33億円であった。ところが所有地時価は780億円にのぼり、差し引き748億円が『含み益』になっていた。この期の富士製鉄の資本金は820億円であったから、富士製鉄は資本金に匹敵する『含み益』」⁴¹を抱えていたことになる。「含み益」は取得済みの土地でも当然生ずるが、「借入れによって自己資本を上回る実物資産（土地）投資を行うことでも生」⁴²ずる。全額借金によって取得した土地でさえ、地価上昇によって金利負担を上回る「含み益」＝「債務者利潤」が発生する。「金利負担を上回る含み益」であるが、間接金融方式の下では「含み益」は土地を売らなくとも実現できた。資本・企業はこの「含み益」を担保に金融機関からの借入れで資金を調達できるからである。こうし

³⁹ 前掲書、506頁。

⁴⁰ 前掲著、506頁。

⁴¹ 飯田清悦『一流会社の含み資産』（三一書房、1966年）174頁。

⁴² 大泉英次・山田良治『戦後日本の土地問題』（ミネルヴァ書房、1989年）18頁。

て「含み益」が信用創造機能を果たしたばかりでなく、この「含み益」が強蓄積・高度成長の梃子（レバレッジ）となったのである。

アメリカ＝外需への依存は、太平洋ベルト地帯＝3大都市圏への資本・企業の集中をいやがおうでも促進させた。限られた土地に対する需要は、独占地代（工場の「建築地代」）を発生させる。価値物でもない土地が価格をもち、しかも投機対象にもなった。さらに財務諸表に現れない「含み益」が生み出され、それをいわば「担保」にした系列融資が可能となる。そのうえ資本・企業は地価騰貴でボロもうけもできたのである。高度成長期の資金供給・調達はひと言で言えば、間接金融方式下での都市銀行による「系列融資」⁴³、預金量を上回る大量貸付・借入れ（オーバーローン・オーバーボローイング）であった。企業・資本は土地の含み益を信用創造の源泉として、金融機関から資金調達をおこなったのである。仮に赤字であっても「含み益」の範囲であれば融資は継続された。また本業が赤字である時は利益を出すために、保有土地を売却して企業収益も調整できたのである。保有土地の時価と簿価の差「含み益」は、膨大な簿外（オフ・バランス）利益を企業・資本にもたらした。こうして「含み益」をいわば「担保」に銀行は、資金を供給し続けたのである。土地の「含み益」は擬制資本となった。こうした二重三重の虚構が資本・企業の、したがって戦後日本資本主義の右肩上がりの「高度成長」・強蓄積を支えたのである⁴⁴。

IV. まとめ——都市と農村・二つの限界集落と「消滅可能性都市」が意味するもの

限界集落とは、大野晃（高知大学教授）が1990（平成2）年頃に林業の衰退と再生を研究する中で、65歳以上が過半で、社会的共同生活の維持が困難となった集落を「限界集落」と呼んだことが始まりである。この限界集落ということばが注目され始めたのは2007（平成19）年の参議院選挙で地域格差問題が争点となり、過疎問題の象徴として限界集落が取り上げられた以降である。国立人口問題研究所は「65歳以上の世帯主が全世帯主に占める割合は、2020年にはすべての都道府県で30%以上となり、2035年には41道府県で40

⁴³ 戦後日本の資本・企業において「企業集団」は極めて重要な役割を負った。奥村宏による企業集団の定義は以下のとおりである。①円環状の株式の相互持合い、②社長会、③メンバー企業による共同投資、④大都市銀行による系列融資、⑤総合商社の保持、⑥総合商社を中核とする包括的な産業体系の保持、があげられる。奥村宏『新・日本の六大企業集団』（ダイヤモンド社、1983年）23-28頁。企業グループ内メイン・バンクによる潤沢な資金供給・貸付が行われた。

⁴⁴ これと同時に資本蓄積（「成長」）にとって、重要なことは外資の導入・受容（内資の代位＝補完）によって資本が「創出」され、「工業化」（「工場化」）が進められたことも忘れてはならない。とくに朝鮮戦争後の資金需要を、世界銀行やアメリカ輸出入銀行の公的借款を中心とした外資がまかなった。1953年～1961年まで期間に世銀借款4億9900万ドル・米輸出入銀行2億6800万ドル・米銀等の民間借款4億3100万ドル、合計約12億ドルが、鉄鋼・電力・造船・自動車等の基軸産業や国鉄・道路などの社会インフラストラクチャーに投下された。「大規模な電源（水力）開発工事および鉄鋼の第2次合理化計画は主として世銀借款によってなされた。・・・世銀借款が果たした役割は、資金調達における大きな比重からもさらに国内資金の呼び水的効果においてもきわめて大きい」（日本開発銀行『日本開発銀行10年史』日本開発銀行、1963年、367頁）だった。

%を超える。」⁴⁵と推計している。今でさえ限界集落は山村だけでなく、農村、大都市中心部や郊外のニュータウンなどにも存在している。高島平団地は人口 16,292 人中 65 歳以上の人が 6,612 人、高齢化率は 40.6%、高島平 2 丁目団地に限ると、高齢化率は実に 70%⁴⁶を超える、という。だが事態はいっそう深刻で、集落という点から面へと広がりを見せている。若い女性の減少で将来消滅するかもしれない「消滅可能性都市」は、全国 1741 市町村のうち 891 市町村⁴⁷にのぼり、その割合は 5 割以上になる、という。「失われた 20 年」は回復どころか消滅への序章ではないのか。

事態は、日本資本主義の戦後段階の「総点検」・「再審」を我々に求めている。再度確認するが、1958 年から 1980 年までの 22 年間で、(西)ドイツ・アメリカの成長が 2.5 倍程度だったのに対して、日本のそれは 8 倍にも達した。この数値が示すように第 2 次大戦後の日本の高度成長・強蓄積は、冷戦下アメリカの冷戦戦略・政治的必要によって作り上げられたものである。それは国民国家の「生産と消費」＝「需要と供給」の枠組みを最初から無視・取り払ったがゆえに成し遂げられたもので、その構造は外生循環構造と呼ぶべきものである。国内での生産と消費の経済循環があつて、そのうえで「輸出主導」という戦略がとられたから高度成長が可能になった、などという政策レベルの問題ではない。そのレベルで戦後の日本を捉えることができれば、「失われた 20 年」からの脱却は簡単だ。政策を変えればいい。民間消費・内需を拡大し、国内での経済循環を再構築すればよい。だが、それができない。

戦後日本資本主義の外生循環構造の骨格であり、成長を推進した機構が「三層＝格差」である。そして〔大独占企業・資本―中小零細企業・資本―農業〕というカテゴリーの違う 3 範疇を、一本の強い絆＝土地が結びつけていたのである。

農村における【零細地片農地所有】、都市の【零細宅地所有＝小規模宅地所有】そして【資本・企業による土地所有】は共鳴しあつていく。農地改革によって農家の平均耕地面積 0.8 町歩【零細地片農地所有】は、とうてい農業では生活できない農民層を生み出した。彼らは兼業を余儀なくされ、農家の次三男はては長男、そして娘たちまでもが、都市に出て労働者となった。この基盤から排出された労働者〔低賃金・稠密・勤勉な労働力〕は、戦後日本資本主義の成長・蓄積に決定的な役割を果たした。農業は農民が「食える農業」産業にはなれなかった。農政は、せいぜい生産者米価という所得補償によって、労働力の排出基盤としての農家・農村の崩壊を遅らせただけである。しかも都市・工業地帯の土地需要は地価の高騰を農村にまで波及させ、農民の土地観＝商品としての交換価値＝土地神話を確定的なものとした。

NHK の放送番組「秩父山中 花のあとさき ムツばあさんの秋」は、耕作をやめた畑を山に帰した老夫婦の話である。土地所有の本来の姿を伝えている。「小林ムツさん (84 歳) は夫・公一さんと、過疎の進む埼玉県秩父市吉田太田部で暮らしてきた。夫婦で、先祖代々耕してきた畑を閉じながら、1 万本以上の花やもみじを植え続けた。『使えなくな

⁴⁵ 国立社会保障・人口問題研究所ホーム・ページ「日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計)」(2014 年 4 月推計) <http://www.ipss.go.jp/pp-pisetai/j/hpjp2014/yoshi/yoshi.pdf> (2014/04/12)

⁴⁶ 「高島平二丁目団地自治会報」(平成 23 年 10 月 1 日現在)。

⁴⁷ 「東京新聞」2015 年 3 月 22 日、1 頁。

った畑を放っておくのは申し訳ない。せめて花を植えて山にかえしたい』。・・・晩秋、2人が植えたもみじが赤々と色づく」⁴⁸。本来、近代的土地所有権は、封建領主（藩主や将軍家）がもつ土地の絶対的所有権（絶対地代）を否定し、農民自身の耕作権を担保・保証するものである。つまり近代資本主義的土地所有とは、耕作者であるがゆえに所有権を持つ、ということである。しかし、土地価格の高騰はこの考えを打ち捨てさせた。転用する見込みがない田舎の土地でも、「先祖伝来の田畑」として所有し続ける価値観が確立したのである。もちろん農業をまともに考える農民も多く、その方向を目指す確かな成果もあったが、主流にはなれなかった。それは結局、限界集落などという無残な姿のまま打ち捨てられた。

また戦後改革によって生み出された都市の【零細宅地所有】は、企業の「含み益」と共鳴しあいながら、戦後日本資本主義の蓄積に大きな役割を果たした。都市の【零細土地所有＝小規模宅地所有】は、（1）勤労者の多額の住居費、あるいは住宅ローンの支払いとなって個人消費を圧迫した。地価上昇は「どうせ家賃を払うなら、買ったほうが得」という都市勤労市民の住宅取得熱をヒート・アップさせた。政府の無責任な「持ち家政策」＝「狭いながらも楽しい我が家」という住宅取得「願望」（マインド・コントロール）は、「利払い」で銀行資本・企業に貸金・「勤労所得」を還流させる所得再配分機構⁴⁹の役割さえ果たした。農村だけでなく都市にもマイホーム主義という名の「反共の防壁」が築かれた。こうして都市の【零細土地所有＝小規模宅地所有】は、戦後日本資本主義の強蓄積、高度成長に決定的な役割をはたしたのである。

1960年には労働人口中雇用者（サラリーマン・会社勤め）が自営業者・家族従業者数を上回った。翌1961年には雇用者（1323万人）が、農業就業者（1303万人）を上回った。「会社勤め」・核家族という条件の下で、女性は始めて「専業主婦」になることができる。農家ではもちろん家内工業・自営業者の家庭でも、女性は家内労働者（力）として初めから「あて」にされており、「家事」などに専念する「専業主婦」になどなれるはずがない。高度成長期にサラリーマンという職業が実現可能な希望となり、また人々の野心を満足させるモダンな生活様式のモデルとなった。男にとっては「一億総サラリーマン化」が完成し、女にとっては「サラリーマンの妻」＝「奥さん」に成り上がる夢が完成した。「しかし誰もが『サラリーマンの妻』になった時、この成り上がりはその実、女性の『家事専従者』への転落（生産労働から疎外と人間の再生産労働という二重の不払い労働一家事労働と出産育児一引用者挿入）を強いられることになる）を意味していた。60年代の高度成長期をつうじて、日本社会は、減私奉公する企業戦士とそれを銃後で支え家事・育児に専念する妻、というもっとも近代的な性的役割分担を完成し、これを大衆の規模で確立した。」

⁴⁸NHK 「秩父山中 花のあとさき ムツばあさんの秋」 <http://www.nhk.or.jp/archives/sei/library/ha.html> （2014/04/28）

⁴⁹ 山本孝則は『不良債権大国の崩壊と再生』（日本経済評論社、1996年）の中で、戦後の蓄積メカニズムを「農地解放の結果、寄生地主制の崩壊した戦後日本資本主義においては、日常の生計費に食い込むほどの高率貯蓄を住宅（土地）取得と『住宅ローン』という経路で資本に転化させるメカニズム」であると指摘している。これに加えて、貧弱な社会福祉・老後の不安への備えが、高率な貯蓄（たとえば郵便局の簡易保険や郵便貯金）を国民に余儀なくさせ、それが財政投融资などを通じて資本転化する機能も、高度成長を促進してきた。

50 そのマイホームで「会社勤め」・核家族は、「うさぎ小屋」などと揶揄されながらも、「狭いながらも楽しい我が家」の暮らしを楽しんだのである。だが、子供たちはそこに住み続けられなかった。その家から新たな勤務先に通勤できる幸運に恵まれた者はまれだったし、第一「うさぎ小屋」は狭すぎた。年老いた両親を心配しながらも、そこには住み続けられなかった。

高度成長の過程で、企業は土地を取得し、その土地は地価高騰によって「含み益」を生み出し、間接金融（銀行融資）のもとで、強蓄積・高度成長の梃子（レバレッジ）となった。資本・企業にとって土地は、「経営」の见えない打ち出の小槌となり、経営の柱にもなった。「地価は下がらない」という「土地神話」が生まれ、「神話」は子々孫々に語り継がれていった。

1990年代半ば以降、バブル景気で隠されていた戦後日本資本主義の外生循環構造の機能不全・時代閉塞は、だれの目にも明らかとなった。この閉塞感打破を「期待されて」2001年小泉内閣は誕生した。「聖域なき構造改革」は、世界の「ネオ・リベラリズム」の潮流から20年は遅れてはいたが、その分強烈な「格差」を労働者階級にもたらした。パート・アルバイト・派遣・契約などの非正規労働者は、労働者5200万人の37%1900万人⁵¹に上る。その厚生労働省発表の相対的貧困率16.0%にもとづけば、日本人の6人に1人が貧困線以下で暮らしている。すなわち月に9万3000円以下で暮らしている人が、日本に2000万人⁵²いる。「一億総中流」はとうに終わった。今では事態は「限界集落」から「消滅可能性都市」へと広がっている。

経団連は、2007年1月、今後10年を展望したビジョン「希望の国、日本」で移民受け入れを表明した。昨（2014）年10月にはさらに踏み込んで、経団連・榊原定征会長は、中長期的な重要課題の一つである人口減少問題に関連し「外国の人材の積極的な受け入れは、日本の活力を維持する上で喫緊の課題だ」⁵³と述べ、海外から人材を受け入れるための制度づくりを急ぐべきだと訴えた。社会の再生産の基盤の再建を放棄し、食料はおろか、人間＝労働力まで国外依存しようというわけである。

50 上野千鶴子『家父長制と資本制』（岩波書店、1990年）194頁）なるほど、「封建」ならぬ再版・「近代家父長制」の成立である。この制度の別名が「マイホーム主義」というわけである。

51 厚生労働省ホーム・ページ 2009年「平成21年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は112万円（実質値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.0%となっている」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046231.html>（2015/03/23）

52 厚生労働省ホーム・ページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/2-7.html>（2015/0/23）

53 経済団体連合会ホーム・ページ<http://www.keidanren.or.jp/speech/2014/1024.html>（2015/03/24）